

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 会 社 名       | 株 式 会 社 光 通 信                        |
| 代表者の役職氏名    | 代表取締役社長 玉村 剛 史<br>(コード番号：9435 東証第一部) |
| 問 い 合 わ せ 先 | 広 報 ・ I R 課                          |
| T E L       | 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8              |

当社子会社(株式会社京王ズホールディングス)株式の上場廃止の決定  
及び整理銘柄の指定に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社京王ズホールディングス(マザーズ コード番号:3731、以下「京王ズホールディングス」または「同社」といいます。)が、平成27年4月28日付の「東京証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同社は東京証券取引所より平成27年4月28日付をもって同社株式を整理銘柄に割り当て、平成27年5月29日付で上場廃止となる旨の通知を受領いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、京王ズホールディングスの経営の健全化および両社の提携によるシナジー効果を実現すべく、平成26年5月に同社を連結子会社として以降、同社の経営陣の刷新や内部統制・コンプライアンス体制の構築および運営・管理に質するノウハウの提供や支援・協力等を行い、親会社として同社における公正かつ透明な経営体制の確保のために尽力してまいりましたが、今回、東京証券取引所の決定により、同社株式が上場廃止となることになりました。なお、詳細につきましては、京王ズホールディングスが公表した別添資料をご参照ください。

また、本件が当社連結業績に与える影響につきましては、軽微であると見込んでおります。

(添付)

株式会社京王ズホールディングスの開示資料

以上

平成27年4月28日

各位

会社名 株式会社京王ズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 長野 成晃  
(コード：3731 東証マザーズ)  
問い合わせ先 管理本部 財務経理課  
(TEL：022-722-0333)

**東京証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ**

当社は、本日、東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）より、平成27年4月28日をもって当社株式を整理銘柄に指定し、平成27年5月29日付けで上場廃止となる旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、当社株式が上場廃止となる原因になった旧役員の排除を実現するなど、経営陣の刷新を図ったうえで内部管理体制の改善に努めてまいりましたが、このような決定を受ける次第となりましたことを、誠に遺憾に思っております。

今回の決定を真摯に受け止め、当社の今後の内部管理体制の再構築・再強化につなげてまいり所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、ご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定

(1) 銘柄

株式会社京王ズホールディングス 株式  
(コード：3731 市場区分：東証マザーズ)

(2) 整理銘柄指定期間

平成27年4月28日(火)から平成27年5月28日(木)まで

(3) 上場廃止日

平成27年5月29日(金)

(4) 適用条文

有価証券上場規程第603条第1項第6号

(関連規則は同規程第601条第1項第12号)

(上場契約違反等において、特設注意市場銘柄への指定から3年を経過し、内部管理体制に引き続き問題がある場合に該当するため)

※東証が速やかに上場廃止すべき事情が生じたと判断した場合、(2) 及び (3) の日が変更されることが御座います。

(5) 上場廃止理由

東証によると下記のとおりとのことです。

記

東証は、当社が、創業者である元代表取締役社長（以下「元社長」といいます。）への不正な資金流出や、販売奨励金による売上高の過大計上を行っていたこと等（以下「前不正行為」といいます。）により、平成 18 年 10 月期から平成 23 年 10 月期第 3 四半期までの有価証券報告書等に係る訂正報告書を、平成 23 年 12 月 22 日に提出した件について、当社における取締役の監督機能や監査役の監視機能の不全に加え、会計組織の適切な整備・運用が行われていないなどの内部管理体制等の長期間に及ぶ著しい不備が認められたことから、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認め、平成 24 年 1 月 18 日に当社株式を特設注意市場銘柄に指定しました。

また、当社は、会社風土の抜本的改革、監査体制の改新、内部監査室による監査の実効化、関係者の処分等の再発防止策を掲げ、内部管理体制等の改善に取り組む旨を開示していましたが、東証は、平成 25 年 4 月 30 日及び平成 26 年 5 月 30 日に、当社の内部管理体制等が十分に改善されたとは確認できなかったため、特設注意市場銘柄指定を継続する決定をしました。そのため、当社は、平成 26 年 6 月 27 日に、社内諸規則及び内部統制の適切な整備・運用の実施、内部監査の適切な実施等の更なる改善策を開示していました。

今般、平成 27 年 1 月 18 日をもって当該指定から 3 年が経過したため、同日より当社株式を監理銘柄（審査中）に指定したうえで、当社の内部管理体制等の状況につき、改めて確認を行いました。

当社は、上記の再発防止策を掲げ、それらが進捗している旨を東証に対して説明していた一方で、平成 26 年 3 月までの間、元社長らに対して引き続き不正な資金流出をさせていたこと（以下「本不正行為」といいます。）が平成 27 年 1 月に判明いたしました。本不正行為は、当時の代表取締役及び前不正行為に関与していたことから役員を退任し、社員として在籍していた者らが前不正行為とは異なる手口により実施したものであります。

本不正行為に関して、内部監査においてその一端が発見され、一部の取締役及び監査役は遅くとも平成 26 年 4 月ごろまでには、かかる事実を認識しておりました。しかしながら、当該事実が露呈すれば、特設注意市場銘柄の解除審査に悪影響を与える等と考え、同年 12 月に外部機関からの指摘を受けるまで、当社において定められた不正発見時に採るべき手続きの履行等の必要な対応を怠っていたことが判明いたしました。

その後においても、不正行為の再発防止及び不正発見時に適切な対応を行うための仕組みが総じて確立されていないことが判明いたしました。

また、本不正行為等に起因して、平成 27 年 1 月 15 日から 19 日に、平成 23 年 10 月期から平成 27 年 3 月期第 3 四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書等を提出したものの、外部に委託して作成した当該訂正報告書等の確認において、本不正行為に係る訂正項目に誤りがあったにもかかわらず、これを見落とし、同年 2 月 19 日及び 20 日に当該訂正報告書等の再訂正を行いました。更に、同年 4 月 21 日には、子会社における売上計上等に関して不適切な会計処理がされていたことも判明しております。その他、稟議決裁における規程が遵守されていないこと等も判明いたしました。

これらを踏まえると、当社は、内部管理体制等の改善が進捗していることを装いつつ、不正な資金流出を継続させており、取締役の監督や監査役の監視及び内部監査についてもその機能を喪失させていたと認められます。その後においても、不正行為の再発防止及び不正発見時に適切な対応を行うための仕組みが確立されておらず、更には、決算開示体制及び社内諸規則の整備・運用状況にも問題があると認められます。

以上

## 2. 今後の見通し

当社株式は、平成 27 年 4 月 28 日(火)から平成 27 年 5 月 28 日(木)までの期間、整理銘柄に指定され、平成 27 年 5 月 29 日(金)に上場廃止となる予定です。

以 上